



入居申込書兼保証委託申込書

□ 再送

法人用

特記事項

- ①当社より記載内容(全項目)確認のため、申込者・賃借人・連帯保証人・緊急連絡先にご連絡させていただく場合がございます。(また、在籍確認をさせていただく場合もございます)
 ②お申込みに際しては、当社所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合がございます。なお審査の内容・結果等に関するご質問、お問い合わせについてはお答え致しかねますのであらかじめご了承ください。

協定会社様(審査回答書送付先)の情報

会社名	TIME DESIGNER ship.			担当	高取
TEL	086-232-1248			FAX	050-3737-5074

仲介会社名		TEL		FAX	
-------	--	-----	--	-----	--

物件内容	入居予定	月 日	<input type="checkbox"/> 入居済 賃料滞納なし	<input type="checkbox"/> 入居済 賃料滞納あり	<input type="checkbox"/> 早期解約違約金 / フリーレント有: 内容()						
	フリガナ				号室						
	物件名				<input type="checkbox"/> 戸建						
代理店記入欄	住所	〒	都道府県								
	物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用	<input type="checkbox"/> 住居学生用	<input type="checkbox"/> トランクルーム	<input type="checkbox"/> 倉庫	<input type="checkbox"/> 駐車場	<input type="checkbox"/> 店舗・事務所	<input type="checkbox"/> 店舗・事務所/住居兼			
	店舗・事務所利用目的	記載例: ハン屋・美容室・事務所・介護施設			入居理由	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 増店	<input type="checkbox"/> 移転	介護施設の場合	<input type="checkbox"/> デイケア	<input type="checkbox"/> 宿泊有
	①家賃(賃料)	円	④水道料・町(区)費	円	⑤その他()	円	⑥月額賃料	円	⑦敷金・保証金	円	円
	②共益費・管理費	円	円	円	円	円	円	円	礼金	円	円
	③駐車場	円	円	円	円	円	円	円	敷引(解約引き)	円	円

【重要】下記署名者は、【個人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書】を申込者に説明し、また、保証免責となるような虚偽申告、及び入居済申込者は申込時点で賃料滞納がない事・リースバック有無を確認して申します

協定会社/仲介会社名

確認/説明者(署名)

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する事項

全保連株式会社(以下「当社」といいます。)は、賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」といいます。)の申込者、その連帯保証人予定者、委託契約申込後、委託契約に至った委託者及びその連帯保証人(以下併せて「申込者等」といいます。)の個人情報及び法人情報を、本書(以下「本事項」といいます。)に定めるところに従い取り扱います。

第1条(個人情報)

個人情報とは、性別、年齢、住所、電話番号、国籍、本人識別情報、肖像、音声、勤務先名称、勤務先住所、雇用形態、勤務先電話番号、部署、年収、勤務年数、外国籍の方における在留資格・在留期間・日本語検定資格の内容・日本の在住年数等、当社が保証の対象とする賃料等に係る賃貸借契約の目的的(以下「賃貸物件」といいます。)の名称、所在地、口座情報、委託契約における委託者(賃借人)と当社との間における取引情報、その他の公共機関、官報やマスメディア等の媒体を通して公にされている情報のいずれかに該当するものをいいます。(いずれも、委託契約終了後の個人情報も含みます。)

第2条(法人情報)

法人情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1)法人名、代表者名、代表者年月日、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員数、事業内容、販賣物件の名称、所在地、口座情報、委託契約における委託者(賃借人)と当社との間における取引情報、その他の公共機関、官報やマスメディア等の媒体を通して公にされている情報について公にされていている情報

(2)登記事証明書等に記載された法人確認のための情報

第3条(開通する個人情報)

当社は、申込者が、事前に本人からの同意を得て当社に提供した緊急連絡先及び同居人等、申込者の間の関係者(以下、併せて「同居人等」といいます。)に関する個人情報についても本項に従って取り扱います。

第4条(個人情報及び法人情報の利用目的)

当社が以下の事由から得た個人情報及び法人情報の利用目的は以下のとおりです。本事項に別段の定めがある場合のほか、この利用目的を超えて、当社が個人情報を利用することはできません。

(1)申込者等からの当社宛て問合せ及びご意見を要望する対応をして

①お問合せ及びご意見をござる内容については対応を行ないます。
 ②お問い合わせ及びご意見をござる内容を当社内システムに記録するため
 ③お問合せ及びご意見を踏まえ、当社でサービス品質向上を図るために情報を作成するため

(2)委託契約の締結、継続等の可否を判断するまたは委託契約の状況等を共有する場面として

①申込者等との間で委託契約を締結することの是非を審査するため
 ②前号の審査の結果を踏まえ、申込者等との間で委託契約を締結するため

③締結された委託契約を継続することの可否を判断するため
 ④前3号の審査判断に関する記録を当社内システムに保存するため
 ⑤賃貸物件を管理する不動産会社(当該不動産会社がフランチャイジーである場合はフランチャイザー会社を含みます。以下、これらを併せて「管理会社」といいます。)に対し、委託契約の状況等を共有するため
 ⑥(1)から(3)の判断に際して、当社が第8条に定めた第三者機関から提供を受けた申込者等の信用力等に関する情報については、かかる判断以外の目的でこれを利用することはありません。

(3)委託契約の履行の場面として

①委託契約に定める保証委託料、賃料等、口座振替サービス利用料等の

(4)申込者等は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかる情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟賃貸債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

(5)原則として申込者等に限り、加盟賃貸債務保証情報取扱機関に登録される個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続及び方法によって行なうことができます。

第3条(個人情報の提供)

(1)当社は、第4条で定める利用目的の実現のため、緊急連絡先、同居人等の申込者等の関係者に対し、申込者等の個人情報の提供を求め、同人から申込者等の個人情報の提供を受けることがあります。

■加盟先機関

名称: 株式会社 日本信用情報機構(略称 JICC)
 電話番号: 0570-055-955
 URL: https://www.jicc.co.jp

(2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に提供することに同意します。

■提携先機関

名称: 全国銀行個人信用情報センター
 電話番号: 03-3214-5020
 URL: https://www.zenjinkyo.or.jp/pic/
 名称: 株式会社 ジー・アイ・シー(略称 CIC)
 電話番号: 010-810-414
 URL: https://www.cic.co.jp

(3)当社が、前項の提供を受けるために、当該個人情報取扱事業者が、申込者等から第三者である当社に対して同居人等の個人情報を提供することについて同意を徴得していることを確認した上でこれを行います。

第4条(個人情報の提出)

(1)当社は、所定の方法により申込者等から個人情報の提出を受ける場合、自身の個人情報又は第三者的生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、
 ①申込者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(2)当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の実現に必要な範囲内において、速やかに当該個人情報を最新の情報へ訂正又は削除(以下「訂正等」といいます。)します。

(3)当社は、申込者等から自身の個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)の請求を受けた場合は、これに応じます。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、利用停止等は行いません。

①申込者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(4)当社は、申込者等から自身の個人情報を第三者より提供を受けた記録並びに申込者等との個人情報を当社が第三者より提供を受けた記録の開示請求を受ける場合は、これに応じます。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、開示は行いません。

①申込者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(5)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(6)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(7)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(8)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(9)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(10)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(11)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(12)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(13)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(14)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(15)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(16)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(17)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(18)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(19)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(20)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(21)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(22)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(23)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 ③法令に違反することとなる場合。

(24)当社は、申込者等が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ①当社が運営する個人情報保護規範等に従事する場合に、
 ②



賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地 及び 連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ 窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。	
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額
	住居	
	事業用	
	倉庫	月額賃料の6か月分相当額
	トランクルーム	
	駐車場	月額賃料の12か月分相当額

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等を支入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,970円(内消費税等270円)をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎年13,000円
	事業用	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
	倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
	住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年13,000円
初回のみ プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の120%(下限4万円)
	駐車場	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
	トランクルーム	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。		
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物件を対象とした新たな賃貸借契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。	

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が本契約の解約を賃貸人等に申し入れ、賃貸人が保証会社所定の書面にて承諾した場合は、保証会社はその申し入れに応じて保証を終了します。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合